

## 貸金業法「改正」に反対をする会長声明

報道によると、自民党は貸金業者に対する金利規制・総量規制を緩和する法改正を検討し、今国会での成立を目指すとのことである。金利規制を現行の年率20%から29.2%に引き上げ、収入の3分の1に制限している総量規制を貸金業者の自主規制に委ねるとされている。

現行貸金業法は、破産・自殺の急増など深刻な社会問題となった多重債務問題を解決すべく平成18年12月に自民党政権下で与野党全会一致で成立した画期的な法律である。高金利の引き下げ、総量規制を柱とした現行貸金業法の完全施行と政府主導による官民を挙げた多重債務問題に対する取り組みにより、その後多重債務問題は大いに減少し大いに成果を上げてきたところである。金利規制・総量規制を緩和することは再び深刻な多重債務問題を招くものであり絶対に許されない。

消費者・労働者の生活や中小企業・小規模事業者の経営はなお厳しい状態が続いている。今政府に求められているのは高利による過剰融資ではなく、生活や事業を破壊しない低利融資制度の拡充である。現行の出資法・利息制限法の上限利率（年率20%）であっても、なお高利であり、さらなる金利規制の「引き下げ」こそが求められている。

当会は、悲惨な多重債務問題を撲滅すべく、現行貸金業法の成立・完全施行の実現に取り組むとともに、県内の自治体と連携をしながら、多重債務相談に取り組んできた。これまでの官民を挙げた多重債務問題に対する取り組みを水泡に帰すがごとき貸金業規制緩和には断固反対する。

2014年（平成26年）4月23日

兵庫県弁護士会

会長 武 本 夕 香 子